

調布市の指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針

第1 目的

この指針は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「省令」という。）第7条第2項の規定及び調布市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年調布市条例第3号。以下「条例」という。）第154条第2項及び第3項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）への入所の優先性を明確にするとともに、入所決定過程の透明性及び公平性を確保し、もって施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

第2 基準

施設入所については、原則として指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（平成26年12月12日付け老高発1212第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を基準とする。

第3 運営基準

施設は、施設入所に関する運営基準を作成するよう努めなければならない。また、運営基準は公表を原則とする。

- 2 施設は、施設入所の相談又は申込を受けた場合は、運営基準について十分な説明を行わなければならない。

第4 入所申込み

入所申込み等については原則として次の各号に定めるところによる。

- (1) 入所の申込みは、指定介護老人福祉施設入所申込書（様式1）及び介護老人福祉施設入所申込みに伴う意見書（様式2）に必要書類を添付して入所申込者又はその家族（以下「申込者等」という。）が直接施設に申し込むことを原則とする。ただし、法に規定する介護支援専門員及び居宅介護支援事業者並びに法に規定する地域包括支援センター（以下「支援事業者等」という。）は、申込者等の委任を受けて申込みの代行を行うことができる。
- (2) 前号の申込みを受理した施設は、入所申込者名簿を作成し、必要な内容を記載し管理しなければならない。また、申込みの辞退等の事由が生じた

場合は、申込者名簿にその内容を記載しなければならない。

(3) 申込者等は、入所申込書の内容に変更が生じたとき、及び入所申込者の状況（他の施設への入所、死亡等）に変化が生じたときは、速やかにその旨を施設に届け出なければならない。

(4) 前号により、変更の届出があったときは、施設はその内容を記録しなければならない。

第5 入所判定対象者の選定

入所判定対象者は、介護保険法（以下「法」という。）の規定による要介護認定を受けた要介護状態区分3から5までの者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者及び日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の者の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とする。

2 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、次の各号の事情を考慮するものとする。

(1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

(2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

(3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

(4) 単身世帯であること、同居家族が高齢又は病弱であること等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3 要介護1又は2の入所申込者の特例入所が認められる場合には、次の各号に掲げる取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である調布市との間で情報の共有等を行うものとする。なお、施設と調布市との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、当該取扱いと異なる手続を行うことを妨げるものではない。

(1) 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難

なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を介護老人福祉施設入所申込書別紙（様式3）によって求めることとする。

(2) 前号の場合において、施設は、調布市に対して特例入所に関する保険者市町村への報告及び伺い書（様式4）により報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めることができる。

(3) 前号の規定による求めを受けた場合において、調布市は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜特例入所に関する保険者市町村への意見伺い書に対する意見（様式5）により意見を表明できるものとする。

(4) 第8の入所を決定する際の手続として設置する入所に関する検討のための委員会（以下「検討委員会」という。）においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて調布市に意見を求めることが望ましい。

第6 入所検討委員会

施設は、入所決定に係る優先度の判定及び事務を処理するため検討委員会を設置するものとする。

2 検討委員会は、施設長と生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の関係職員で構成することとし、併せて施設職員以外の者の参加も求めることが望ましい。この場合において、施設職員以外の者としては、当該社会福祉法人の評議員のうち地域の代表として加わっている者、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員などが考えられる。

3 施設は、検討委員会を開催する都度、その協議の内容（第5第3項第3号及び第4号の調布市の意見を含む。）を記録し、これを2年間保存するものとするものとする。

4 施設は、市町村又は都道府県から求めがあったときは、前項の記録を提出するものとする。

第7 入所の必要性の高さを判断する基準について

選考者名簿への記載は、省令第7条第2項及び条例第154条第2項及び第3項に規定する次の各号の事項を勘案するものとする。

- (1) 「介護の必要の程度」については、要介護度を勘案すること。
- (2) 「家族の状況」については、単身世帯か否、同居家族が高齢又は病弱か否かなどを勘案すること。
- (3) その他居宅サービスの利用に関する状況などを勘案すること。
- (4) 参考とする評価基準は別に定める。

第8 選考者名簿の登載と入所決定

選考者名簿への登載は、第7に基づく評価により上位の者から行うものとする。

2 施設への入所決定は、選考者名簿に登載された順位に基づいて行い、検討委員会の合議により決定する。この場合において、施設における適切な処遇及び運営を図るうえで次の各号に掲げる個別事情を勘案して、施設長が最終的に入所者の決定を行う。

- (1) 性別（部屋単位の男女構成）
- (2) ベッドの特性（認知症専用床等）
- (3) 施設の専門性（ユニットケア等）
- (4) その他特別に配慮しなければならない個別の事情

3 施設長は、第4第3号に規定する変更の届出があった場合は、直近の検討委員会で再評価を実施しなければならない。

第9 特別な事由による入所

施設長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検討委員会の審議によらず入所を決定することができる。

- (1) 災害や事件・事故等により検討委員会を招集する時間がない場合及び招集が不可能な場合
- (2) 調布市からの老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第2号に定める措置委託の場合
- (3) 前号の措置委託に準ずると認められる場合

第10 その他の取扱い

入所者の意思を確認したにもかかわらず、申込者等の都合により入所の一時辞退があったときは、順位を繰り下げ、再度の入所辞退があったときは、入所申込者名簿から当該辞退者を削除することができる。

2 施設入所者が入院治療の必要が生じて医療機関に入院し、おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合は、退院時に円滑に入所できるよう、計画的にベッドを確保するとともに、別に定める評価基準によらず、検討委員会の審議により入所を決定することができる。

第11 情報提供等

第4第1号ただし書に規定する委任を受けた支援事業者等は、常に申込者の状況把握に努めるとともに、施設入所のために必要と思われるものについては、申込者等の了解を得たうえで申込施設に情報の提供を行うことができる。

第12 指針の公表等について

指針は公表するとともに、施設は、入所希望者に対してその内容を説明することに努めるものとする。

第13 助言

調布市は、第1の目的を達成するため、この指針の適正な運用について、施設及び関係機関に対し必要な助言を行うことができる。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から適用する。